

平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率

平成 21 年 9 月
鹿嶋市企画部財政課

I 健全化判断比率

1. 健全化判断比率の状況

平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率は下記のとおりです。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額が生じていないため、「－」で表示しました。

いずれの比率についても、早期健全化基準を大幅に下回っています。

	鹿嶋市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	12.56%	20.0%
連結実質赤字比率	－	17.56%	40.0%
実質公債費比率	13.1%	25.0%	35.0%
将来負担比率	54.8%	350.0%	－

※1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は、各団体の財政規模に応じて算出されます。

2 連結実質赤字比率の財政再生基準は、H21 年度決算まで 40%、H22 年度決算 35%、H23 年度決算から 30%となります。

2. 健全化判断比率の概要

(1) 実質赤字比率 ⑳なし (㉑なし) 【早期健全化基準：12.56%】

一般会計等（鹿嶋市においては「一般会計」及び「墓地特別会計」）を対象とした実質赤字額の、標準財政規模に対する比率で、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

鹿嶋市においては 19 年度に引き続き、今年度も赤字額は生じていません。

(2) 連結実質赤字比率 ⑳なし (㉑なし) 【早期健全化基準：17.56%】

特別会計を含む全ての会計を対象とした実質赤字の、標準財政規模に対する比率で、鹿嶋市全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

鹿嶋市においては 19 年度に引き続き、今年度も赤字額は生じていません。

(3) 実質公債費比率 **⑳13.1%** **(㉑14.9%)** **【早期健全化基準：25.0%】**

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金(※)の、標準財政規模に対する比率(3ヶ年平均)で、市の資金繰りの程度を示す指標です。

この比率が18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

今年度の比率は、分子となる「準元利償還金」が、鹿島神宮駅周辺北土地地区画整理事業の公債費に充当される繰出金の減等により減少したことに加え、分母となる「標準財政規模」が企業の設備投資に伴う固定資産税の伸び等により増加したことから、前年度と比べ1.8ポイント改善しています。

※「準元利償還金」：企業会計や一部事務組合の地方債償還に充てられた、一般会計からの繰出金等

(4) 将来負担比率 **⑳54.8%** **(㉑67.2%)** **【早期健全化基準：350.0%】**

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の残高)の、標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性の度合を示す指標です。

今年度の比率は、「将来負担額」となる一般会計の地方債残高が大幅に減少したことに加え、その負担額に充当することができる「基金残高」が増加したこと等から、前年度と比べ大幅に改善しています。

Ⅱ 資金不足比率

1. 資金不足比率の状況

平成 20 年度決算に基づく資金不足比率は下記のとおりです。

いずれの企業会計においても資金不足は生じておらず、資金不足比率は該当ありません。

(単位：百万円)

会計名	事業規模 (A)	資金不足額 (B)	資金不足比率 (B) / (A)	経営健全化基準
水道事業会計	1,313	—	—	20%
大野区域水道事業会計	126	—	—	20%
鹿島臨海都市計画下水道事業 公共下水道特別会計	541	—	—	20%
農業集落排水特別会計	17	—	—	20%
鹿島臨海都市計画事業鹿島神宮駅 周辺北土地地区画整理事業特別会計	112	—	—	20%

2. 資金不足比率の概要

資金不足比率 ⑳全会計なし (⑲全会計なし) 【経営健全化基準：20%】

各公営企業の資金不足（実質赤字額に相当するもの）の、事業規模に対する比率で、経営状態の悪化の度合いを示す指標です。

この比率が経営健全化基準（20%）以上になった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

鹿嶋市においては 19 年度に引き続き、今年度も全ての公営企業で赤字額は生じていません。

【参考資料】

1. 財政健全化法の概要

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）が成立し、これまでの地方財政再建促進特別措置法に代わり、新たな地方財政再建制度が整備されました。

新しい地方財政再建制度の特徴としては、①「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックする仕組みとなったこと、②そのための判断指標として新たな財政指標が設けられたこと、③指標のいずれかが一定以上になると「財政健全化計画」、「財政再生計画」の策定が義務づけられたことなどが挙げられます。

地方公共団体は、毎年度、『健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）』及び『資金不足比率』を算定し、監査委員の審査を経て、議会への報告、公表が義務付けられました。

健全化判断比率等の公表は、平成19年度決算から、また、財政健全化計画等の策定の義務付けは、平成20年度決算から適用となります。

2. 各比率の算式

(1) 健全化判断比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

「一般会計等」
鹿嶋市においては、一般会計及び墓地特別会計

「標準財政規模」
地方税や地方譲与税、地方交付税等、標準的な状態で通常収入が見込まれる経常的一般財源の規模を示すもの。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

「連結実質赤字額」
全会計の赤字額（資金不足額）が黒字額（資金余剰額）を超える場合の当該超える額

$$\text{実質公債費比率 (3ヶ年平均)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金等) - (特定財源+元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)}}$$

「地方債の元利償還金等」

一般会計等の地方債償還だけでなく、一般会計からの繰出金等のうち、企業会計や一部事務組合の地方債の償還に充てられたものも含んだ元利償還金です。

「特定財源」

地方債の償還に充てられる国庫支出金や使用料など

「元利償還金等に係る基準財政需要額算入額」

地方交付税の算定上、基準財政需要額（合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの）に算入される元利償還金等

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額) + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)}}$$

「将来負担額」

一般会計等の地方債現在高、特別会計や一部事務組合の地方債残高に対する一般会計等からの負担見込額、職員退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額、土地開発公社等の負担見込額等

「充当可能基金額」

将来負担額に充てることができる基金の額

(2) 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

「資金の不足額」

一般会計等の実質赤字額に相当するもの

「事業の規模」

営業活動に伴う収入額

3. 対象会計範囲

会計分類		会計名称	健全化判断比率等				
一般会計	一般会計等 (普通会計)	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
特別会計		墓地特別会計					
特別会計	公営事業 会計	国民健康保険特別会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
		介護保険特別会計					
		後期高齢者医療特別会計					
		老人保健特別会計					
	公営企業 会計	鹿島神宮駅周辺北土地区画 整理事業特別会計					
		農業集落排水特別会計					
		公共下水道特別会計					
		水道事業会計					
		大野区域水道事業会計					
		一部事務組合					
一部事務組合	鹿島地方事務組合						
	鹿行広域事務組合						
	茨城県市町村総合事務組合						
	茨城租税債権管理機構						
	茨城県後期高齢者医療広域連合						
	地方独立行政法人	(該当なし)					
地方三公社	鹿嶋市土地開発公社						
第三セクター等	茨城県信用保証協会						